## 第5回西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

新市名候補選定小委員会

日時:平成15年 3月15日(土)午後1時30分

場所:西条市役所 5階第会議室

1 開会

## 2 議 事

- (1)継続審議事項
  - ①新市の名称募集要項について
  - ②新市の名称候補選定基準について
- 3 その他
- (1)第6回小委員会の開催日程について
- 4 閉会

## ○出席委員

井上 豊實	茎田 元近	徳永 英光	佐伯 出
瀬川 政子	山内 サダ子	服部 和子	有馬 馨

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	それでは、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中お集
	まりいただきまして、まことにありがとうございます。
	ただいまから西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名
	候補選定小委員会の第5回会議を開会いたします。
	なお、本日の小委員会は、通常の協議会同様に一般の方の傍聴、
	報道関係者、また行政関係者等も同室しておりますので、ご了承い
	ただきますようお願いを申し上げます。
	また、会議の開催につきましては、小委員会規程第5条第2項に
	よりまして、半数以上の出席が必要ということでございますが、本
	日、委員さん、全員参加ということでございます。会議が成立して
	おりますことを、まずご報告を申し上げます。
	それでは、ただいまから議事に入りたいと思いますが、小委員会
	の議長は、新市名候補選定小委員会規程第5条第3項によりまして
	委員長が務めることとなっておりますので、議長を委員長にお願い
	いたします。それでは、委員長、よろしくお願いいたします。
井上議長	皆さん、こんにちは。
	規程によりまして、本日の取りまとめ役を務めさせていただきま
	すので、よろしくお願いを申し上げます。
	それでは、会議資料の1ページの会議次第に沿って会議を進めて
	まいりますので、ご協力のほどをお願いを申し上げます。
	それでは、会議次第2、議事に入らせていただきます。
	継続審議事項①の「新市の名称募集要項について」を議題といた
	します。これにつきましては、前回第4回小委員会で提案がござい
	ましたが、継続審議ということになっておりますので、今回も引き

発言者	議題・発言内容
井上議長	続きご審議をお願いを申し上げます。
	事務局から説明はございませんか。
総務班戸田	議長。
井上議長	事務局。
総務班戸田	継続審議事項①をご説明させていただきます。
	お手元の資料の2ページをご覧ください。
	前回からの継続審議となっておりました、継続審議事項①「新市
	の名称募集要項について」につきまして、前回の小委員会と重複す
	るかと思いますが、ご説明申し上げます。
	まず、1、目的としまして、合併に対する住民の関心を高め、合
	併の取り組みに対する住民参加の推進を図り、広く新市の名称を公
	募することにより、幅広い意見の集約をするとともに、この地域の
	知名度の向上を図ることを目的とする。
	2、公募の内容としまして、新市の名称にふさわしい市名を公募
	する。
	3、公募の方法としまして、(1)公募範囲及び資格。公募範囲
	は全国とし、だれでも公募できるものとする。
	委員の方のご意見として、「2市2町出身者を重点においた全国
	公募としてほしい」という件については、2市2町出身者の名簿が
	ありませんことから、2市2町出身者につきましては、この新市名
	の公募のお知らせを協議会だよりや各市町の広報により、現在、こ
	の2市2町に在住の方に、県外におられる出身者にお声をかけてい

発言者	議題・発言内容
総務班戸田	ただくよう、啓蒙していきたいと考えております。また、合併協議
	会のホームページでも呼びかけをしていくなど、可能な限り対応を
	いたしたいと考えております。
	続きまして、(2)応募制限。①応募は、応募方法に掲げるいず
	れかの方法で、1人一名称、1点限りとする。
	これにつきましては、公募される方に、真摯な態度で公募してい
	ただきたいということで、1人1点限りとしております。
	②既存の同一市名は、不可。ただし、「西条」、「東予」、「丹
	   原」、「小松」の名称は使用できるものとするが、小松については、
	「小松市」が存在するため、「小松市」は不可。「〇〇小松市」、
	「小松〇〇市」、「こまつ市」等は可。
	③新市の名称は、漢字、ひらがな、カタカナで表記されるものと
	する。漢字の場合は、常用漢字を使用すること。
	(3)応募方法としまして、①応募専用用紙、②はがき、③封書、
	   ④ファックス、⑤電子メール、⑥協議会事務局ホームページ等あら
	ゆる方法を考えております。
	(4)記載内容としまして、①郵便番号、②住所、③氏名(ふり
	がな) ④年齢、⑤電話番号、⑥新市の名称(ふりがな)、⑦名称の
	理由。
	(5)応募先として、①郵送・ファックス・Eメール・ホームペ
	ージによるものにつきましては、資料の2ページから次のページ3
	ページにございますように、合併協議会の住所、FAX番号、Eメ
	ールアドレス、ホームページアドレスとしております。
	②持参によるものにつきましては、合併協議会事務局または公共
	施設(各市町の本庁及び支所、公民館等)で応募箱を設置している

発言者	議題・発言内容
総務班戸田	ところとしております。応募箱につきましては、協議会事務局で、
	ポスター・チラシの作成とともに応募箱を作成しまして、2市2町
	の公共施設であります、2市2町の本庁、支所、公民館等に配置い
	たしたいと考えております。
	(6)懸賞としまして、次の①から③の3つを考えております。
	<ul><li>①名付け親大賞としまして、新市の名称として選ばれた作品の応</li></ul>
	募者の中から、抽選で名付け親大賞として、1名に10万円相当の
	   商品券または旅行券を贈呈する。懸賞は選択制としております。
	②名付け親賞としまして、新市の名称として選ばれた作品の応募
	者の中で、名付け親大賞に漏れた応募者の中から、抽選で名付け親
	   賞として、10名に1万円相当の商品券または図書券を贈呈する。
	③残念賞としまして、新市の名称として選ばれた作品の応募者の
	中で、名付け親大賞及び名付け親賞に漏れた応募者及び新市名候補
	選定小委員会の最終選考に選ばれた作品の応募者の中から、それぞ
	れ10名、計20名に、抽選で残念賞として5千円相当の商品券ま
	たは図書券を贈呈する。
	金、記念品等が主となっております。懸賞の総額は、20万円から
	30万円の間が多くなっております。お示ししております懸賞内容
	の案で、当協議会におきましては総額30万円となっております。
	(7)受賞者の発表としまして、受賞者の発表は、協議会におい
	て新市名が決定された後、合併協議会だより及びホームページ等を
	通じて発表する。
	(8) その他としまして、①応募制限に違反した応募、応募内容
	に未記入等があった場合は無効とする。

発言者	議題・発言内容
総務班戸田	②応募された作品に関する一切の権利は、西条市・東予市・丹原
	町・小松町合併協議会に帰属する。
	4、公募期間としまして、平成15年5月20日から平成15年
	6月20日までとし、郵送による応募の場合は、締切日消印分まで
	有効とする。
	5、周知の方法。新市の名称募集については、協議会だより、合
	併関係市町の広報紙、合併協議会のホームページ、ポスター、チラ
	シ、チラシは全戸配布予定となっております。マスコミ等で周知す
	る。
	先例地の例も、ほぼこのような内容となっております。なお、ポ
	スター・チラシの作成につきましては、平成15年度の協議会当初
	予算にて予算化し、15年の4月から5月中旬に事務局にて作成し
	ていく予定としております。
	なお、資料の4ページから5ページにかけまして、参考資料とし
	て、先例地の公募概要を掲載しておりますが、前回の協議会と同じ
	内容ですので、説明は省略させていただきます。
	以上で、説明を終わります。
倉田次長	議長。
井上議長	はい、どうぞ。
倉田次長	前回、2月27日に開催されました第4回の小委員会におきまし
	て、委員さんから、先ほど説明がございましたが、会議資料の応募
	の記載内容の関係でご質問がございました。応募の記載内容のうち、

発言者
倉田次長

## 議題・発言内容

どの項目が必ず必要かとのご質問がございまして、事務局からは、記載内容のうち、住所、氏名、新市の名称、名称の理由は必ず必要であるが、電話番号、あるいは郵便番号については、電話のない方もおいでるということから、また小学生からの応募も想定されるということから、郵便番号等も未記入であっても有効としたいという考えだとお示しいたしました。また、委員さんから、募集要項を決めることであり、明確にしておくべきではないかというご意見もございまして、事務局におきまして、この委員さんのご意見を受けまして再度検討いたしました。

先ほどありましたが、会議資料の2ページの下の方ですけれども、記載内容の項目に、郵便番号から7項目ございますが、事務局といたしましては、今回の応募に当たりまして、記載内容のうち必ず記載していただかなければならない項目としましては、住所、氏名、これは本人を特定することや、1人1点とする応募制限から必要であると考えております。新市の名称、名称の理由につきましては、今回、公募の目的でございますから必要でございます。この住所、氏名、新市の名称、名称の理由以外の項目でございます、郵便番号、あるいは氏名のふりがな、年齢、電話番号につきましては、事務局の集計資料、あるいは本人との連絡手段の一つとしての必要性があるということで記載をしていただくようしたものですが、今回の公募に当たりましての目的事項ではないというようにも考えております。

公募につきましては、この事務局案では、子どもからお年寄りまで幅広く応募をしていただいて、また、公募要項の目的にもございますように、住民の方の合併の取組みに対する唯一の住民参加の機

発言者	議題・発言内容
倉田次長	会でございますので、このことから、多くの方に応募していただき
	たいと思っております。したがいまして、郵便番号、氏名のふりが
	な、年齢、電話番号の未記入で無効とするのは忍びないのではない
	かと懸念をいたしております。事務局案では、本日お配りしており
	ます資料の中にございますように、未記入があれば無効とするとい
	うことになっておりますけれども、先ほど申しました理由によりま
	して大変懸念をしておりまして、このような考え方をもとに、本日、
	お手元に第2案といいますか、修正案として、関係箇所の修正をし
	た案を用意させていただいております。
	内容について申し上げますと、募集要項の3、公募の方法のうち
	の(8)の、資料の2ページなんですが、その他の項のところを修
	正したいということで、お手元に資料をお配りしておりますけれど
	も、内容としましては、「応募制限に違反した応募、記載内容に未
	記入があった場合は無効とする。ただし、記載内容については、郵
	便番号、氏名のふりがな、年齢、電話番号に記入漏れがある場合は、
	この限りでない。」ということで、第2案として修正案を提案させ
	ていただいておりますので、あわせてご審議をいただきたいと思い
	ます。よろしくお願いいたします。
井上議長	ただいま事務局からご説明がございましたが、継続審議事項①に
	つきまして、ご質問、ご意見がございましたら、どなたからでもご
	発言をお願いをいたします。
茎田委員	はい。

発言者	議題・発言内容
井上議長	はい。茎田委員。
茎田委員	今、事務局より説明がございましたように、やっぱり子どもから
	大人まで含めてということになりますと、子どもは親に聞いて指導
	もできると思うんですけれども、年寄りになったら、指導ができん。
	そのまま持っていく可能性も十分、大勢の中ではあると思うので、
	そこらの中の拾い方というのは、やっぱり寛大な措置を取っていた
	だいて、やっぱり2市2町の皆さんが応募をしたんだという、やっ
	ぱりものに、精神に持ってやて、名前は、それが決まるか決まらん
	か別にして、やっぱり参加したという意義があると思うので、名前
	につきましては、やっぱり最終的に5点ぐらいに絞っていくと思う
	んですけれども、それまでのものについては、ある程度のやっぱり
	しばり方をすると寛大な措置で応募方法を発表するのがいいんじ
	やないかなという気がいたします。
	終わります。
井上議長	そしたら、結局、ただし書をつけて、出す方がいいんですね。
茎田委員	はい、そういうことが、僕は、委員さんに聞いてみてください。
	僕はそういう意見です。
井上議長	方法としてはね。はい、わかりました。
	ほか、何かございませんか。
	では、もう委員の皆さんが少ないんで、ぜひ、ご発言を。そやか
	ら、皆さんでやっぱり何ね、合意の上でやっぱり決めていただく方

発言者	議題・発言内容
井上議長	が、皆さん方にも説明がしよいものですから、ぜひ。
瀬川委員	今、茎田委員がおっしゃったように、やはりこの修正といいます
	か、これをつけて、今おっしゃった参加すること、やはり興味を持
	っていることというのを、やはり、余り厳しくしないでするといい
	と思います。
井上議長	山内さんはどうですか。
1.1.2.0	
山内委員	私も同じでございます。
井上議長	ああ、そうですか。
<b>万工</b> 概以	服部委員も。
	AKAR XXX 00
服部委員	はい、そうです。
井上議長	ああ、そうですか。
	有馬委員も。
有馬委員	私もです。住民参加が第1だと思います。
井上議長	徳永委員さん、どうですか。
徳永委員	こっちの件はそれでいいんですが、ちょっとほかのことで聞きた
	いんですが、応募の方法で、応募専用用紙とか、はがきとか封筒が

発言者	議題・発言内容
徳永委員	ある。この分はどないするんですか。どこに置いておくんですか。
	個人に配るんですか。
佐伯委員	全戸配布にせないきません。
II. I -34- E	+ 76 F
井上議長	事務局。
倉田次長	応募の方法で、応募専用用紙につきましては、事務局が専用用紙
	をつくりまして、これは各戸へご配布申し上げます。はがきにつき
	ましては、これは自分で購入いただいて出していただくという形に
	とらせていただきたいと思います。
	29 6 C V - 12 12 C - 12 V - 2 Y - 3
徳永委員	そしたら、応募専用用紙が全戸へ行くわけやね。
PE 77 - 25 - 25	
倉田次長	はい。
徳永委員	わかりました。
井上議長	これは1戸1枚かいな。
倉田次長	議長。
井上議長	はい。
A	
倉田次長	予定しておりますのは、1戸1枚にしておりますが、これは、家

発言者	議題・発言内容
倉田次長	族の方で何人もおいでる方もおいでましょうが、ということで、そ
	れは事務局で用意させていただいておりますので、その際にはご要
	望をいただいたら、提供できると考えております。
井上議長	はい。
茎田委員	はい、議長。
井上議長	茎田委員。
茎田委員	1戸1名で僕はかまわんと思うんだけど、小学生や中学生やいろ
	いろな方の参加をいただくということになりますと、やっぱり小学
	校なら小学校でその徹底をしてもらう。中学校なら中学校でその徹
	底をしてもらう。高等学校なら高等学校へその用紙を持っていかざ
	ったら、家の中では僕は徹底できにくいと思うんですよ。そこらの
	ことも、やっぱりここで交通整理をしといて、それもぴしっとこう
	いかざったら、家の中で何件出すやないうて、その手間やいろんな
	費用で僕はなかなか難しい問題があるんじゃないかなという気が
	するんで、そこら事務局、どういう考え方を持っているのか。ちょ
	っと答弁してください。
倉田次長	議長。
井上議長	事務局。

発言者	議題・発言内容
倉田次長	広く応募していただくということで、小学校、中学校、あるいは
	高校には、まだお願いはしておりませんが、お願いをいたしまして、
	用紙を配布したいとこのように考えております。
井上議長	そういうように、皆さんでやっぱり、多くの皆さんにやっぱり参
	加していただくのが意義があることだと思いますので、それはぜひ
	そういう形でやっていただきたいと思います。
	ほか、ございませんか。
	(「なし」の声あり)
井上議長	それでは、皆さんのご意見も大体出たようでございます。継続審
	議事項①は、事務局案の、今言いました訂正を施しました案で進め
	させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
井上議長	ご異議がないようでございますので、継続審議事項①の「新市の
	名称募集要項について」は、ただいま説明しました事務局案にただ
	し書をつけました方向で進めてまいりたいと思います。どうもあり
	がとうございました。
	続きまして、審議事項②の「新市の名称候補選定基準について」
	についてを議題といたします。これにつきましても、継続審議事項
	①と同様、前回第4回小委員会で提案がございましたが、継続審議
	ということになっておりますので、今回も引き続きご審議をお願い

発言者	議題・発言内容
井上議長	を申し上げます。
	事務局から説明はございませんか。はい、事務局。
   総務班戸田	資料の6ページをごらんください。
	前回から継続審議となっておりました、継続審議事項②「新市の
	名称候補選定基準について」、ご説明申し上げます。
	1、選定基準としましては、新市名の候補は、漢字、ひらがな及
	びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前で、次の①から
	⑤の条件に1つ以上該当する名前とするということでありまして、
	①としまして、地域が地理的にイメージできる名称。②としまして、
	地域の歴史、文化、特徴をあらわす名称。③として、地域住民の理
	想や願いにちなんだ名称。④として、対外的にアピールできる名称。
	⑤として、地域の知名度が向上できる名称の案でございます。
	次に、2の選定方法としまして、新市名候補は、応募作品の中か
	ら5作品程度を小委員会において選定し、合併協議会に報告するも
	のとする。先例地においては、3候補から10候補程度を小委員会
	で選定し、合併協議会で決定していく方法が多数を占めております。
	合併協議会で候補を選定していく上で、10候補は多すぎますし、
	3候補となると少なすぎると判断しまして、5作品程度としており
	ます。
	3、選定に当っての留意事項としましては、公募結果については、
	委員審議の参考として取扱い、単に応募数の多寡により新市名称案
	を選定するものではない。
	参考資料にはお示ししておりませんが、先例地におきましても、
	留意事項としてこのような留意事項を設けております。

発言者	議題・発言内容
総務班戸田	4のその他としまして、その他新市名候補の選定に必要な事項は、
	新市名候補選定小委員会の審議により、これを定めることとする。
	以上で、説明を終わります。
井上議長	ただいま事務局からご説明申し上げました、継続審議事項②につ
	きまして、ご質問、ご意見がございましたら、ぜひご発言をお願い
	します。
茎田委員	はい、議長。
井上議長	茎田委員。
茎田委員	これは、何ぼ応募してくるか予想がつかんのですけれども、要す
	るにそれから5点ほど前へ出していくといいますと、やっぱり得票
	の数字というものは発表せないかんのじゃないかなという僕は気
	がするんですけれども、他市の合併した状況等はどういうことにな
	っているか。わかっておったら、説明願いたいと思います。
倉田次長	議長。
井上議長	事務局。
Anve	八貴」、よしまよし、八貴の仏坐でよよし、タンパンがよいか
倉田次長	公募いたしますと、公募の件数ですかね、そういう形は発表いた
	しております。他市の例でいきますと、大体5点から10点ぐらい
	をこの中から選んで、最終的に協議会へ報告すると。協議会で最終

発言者	議題・発言内容
倉田次長	決定していただくという例が多いようでございます。以上でよろし
	ゅうございますか。
井上議長	応募の数の何が。
茎田委員	数をやっぱり、順番を決めるのは、やっぱりそれやっていかざっ
	たら順番というのは決まるまいが。最終的に1点にしても。どんな
	んかまへん、それいうてちゅうことにならんと思う。やっぱり入れ
	た人がおるわけじゃけん。
総務班戸田	議長。
井上議長	はい。
(1) 7(1) 11 -	
総務班戸田 	先例地では、まず、応募された作品名を一覧表で出します。先例
	地の例としまして、各応募された名前、名称に対する応募者数とか、
	統計的なデータとしましては、例えば年齢別だとか、そういったも
	のをこの小委員会に出すような形で出しております。今回、当協議
	会で一応、年齢別は出ておりませんから、年齢がもし応募の中に記せた。
	載内容の中に年齢を書いていただければ、年齢別なんかの新市名称
	に対する年齢別の構成だとか、そういったものまで出したいと考え
	ております。最低限、一覧表等、各新市名に対する応募者数、これ
	は提示していきますので。
U 1 -2/ →	
井上議長	はい、事務局。

発言者	議題・発言内容
倉田次長	大変失礼しました。ここに、選定基準に1から5がございますで
	すね。この項目に並びかえて、事務局の方はお示ししたいというよ
	うには考えております。案としまして。ですから、1の地域や地理
	的にイメージできる名称には、どういう公募があったという形でお
	示しさせていただきまして、その中から委員さんが順次選んでいた
	だくという形はとらせていただきたいと考えておりますが、この件
	につきましては、次回の小委員会で案を作成いたしますので、ご審
	議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
茎田委員	はい、議長。
井上議長	茎田委員。
茎田委員	ものは決めていくわけですから、いろいろなことはあると思うん
	じゃけど、やっぱりものが外向いて説明がつくようなことの資料を
	こしらえてもろて、そら、5点なら5点、10点なら10点の名前
	を出していって、そこで、決めていくというのは容易じゃないと思
	う。これ、小委員会も困ると思うし、全体にかけても困ると。最終
	的な決をとらないかんというものができてくるやらもわからんの
	ですけれども、そういうことの中で、外へ向けて、市民の皆さんや
	町民の皆さんにはっきりやっぱりそういうことを説明ができるよ
	うな資料と、それで、新聞発表にしたって、どうせ名前ははよせだ
	ったら合併にならんのですから、名前ははよつけないかんと思って
	おるんですけれども、そういうことの手順というのは、やっぱりあ
	る程度勉強していただいて、抜からんようにひとつ事務局に要望し

発言者	議題・発言内容
茎田委員	ておきますから、ひとつよろしくお願いいたします。
井上議長	佐伯委員、何かございませんか。
佐伯委員	ここの今、選定基準が五つありますわいね。それを結局して、そ
	の作品の中からまた五つを選ぶということでしょ。そういう一つの
	選び方において、この何を選定基準を決めておるわけですけど、宇
	摩合併協議会あたりを見ますと、かなり何がそういう範囲が広いん
	ですね。広うございますわ、見てみますとね、これで。そういうこ
	とで、結局、選定の基準いうものを、これ、要約してやられていま
	す。これ、結構だと思いますけれども、もう少し、幅広うにやって
	した方が、結局、いいんじゃないかと、そういうように感じて、こ
	れは別にこれでかまわんと思いますけど。そこらあたり。
井上議長	今回、事務局が示しておる案は、大体一般的な、どこも通用する
	ような案じゃと思いますけど、いろいろそういう特色出す案がある
	んなら、事務局の方で、また変わった案を考えていただいて結構だ
	と思うんじゃが、まあまあこれは一般的な感じだと思うんで。
茎田委員	議長、それは一般的な案が本当なんです。我々は。
井上議長	そやから、これでいいよ。一般的で。
茎田委員	事務局はそれに従うて事務しとってくれたらいいんでの。我々は
	小委員会で責任持って決めよるわけなんじゃけん、それでも決まら

発言者	議題・発言内容
茎田委員	んので、宇摩みたいに29名が投票して、四国中央市やいうんこし
	らえたわけじゃけん。これはなかなかなんじゃ。
佐伯委員	この五つの何については、事務局の方で全部やるわけやね。この
	五つの項目があるでしょ、選定基準が。ある中で、選定基準、これ
	はようけありますわいね。それをその中で、振り分けするでしょ。
	その作業は事務局で振り分けするんでしょということです。
倉田次長	この選定基準の5項目に基づきまして、公募のあった中から振り
	分け作業は事務局の方でさせていただきまして、小委員会の方には
	ご提示させていただきたいとこのように考えております。
佐伯委員	分けても大変な作業や。
井上議長	大変やね。確かにそれは。判断の手法あるし。
徳永委員	これ、一遍にぽんと決まらんのやけんの。そやけど、10なら1
	0、20なら20出して、その中からまた10に絞り、5に絞りし
	ていかんかったら、最初からようけある中、これ五つとれ言われた
	ってとれるもんか、そらの。
茎田委員	それは、10でも20でも出してもらろたら、この小委員会で決
	めたらいいんやから。
徳永委員	そういう決め方せないかんわ。

発言者	議題・発言内容
茎田委員	何ぼまでで、ほな、ここでいこうて決めたら、それからやったら
	いい。それだって、最適な名前になるかいうたらわからんで。
徳永委員	そら、わからん。
井上議長	最終的には協議会で決めさせていただかんなん。とにかく候補の
开上 <b>戒</b> 女	
	何を五つなり、何ぼかはやっぱり小委員会でね、決めて。
徳永委員	公募やっとる内容が出てきてから、また検討したらいい。
井上議長	次回、そういう方法。
倉田次長	申しわけないです。一応、この選定基準を設けさせていただきま
	す。そして、募集要項が決まりますと、いざ、スケジュールという
	のは、公募になりますが、その公募期間中に次回の小委員会でそう
	いう出てきたときの絞り込みの方法は、私どもまた提案させていた
	だきますので、ご審議をいただきたいと考えております。
徳永委員	それでいい。
+ 1. 注 巨	はみごぞいまみしみ、この安におして、佐⊭ベジぞいまずみ
井上議長	ほかございませんか。この案に対して。結構でございますか。
	(「なし」の声あり)
井上議長	大体、皆さんのご意見はまとまったようでございます。継続審議

発言者	議題・発言内容
井上議長	事項②につきましては、事務局案の方向で進めさせていただきたい
	と思いますが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
井上議長	ご異議がないようでございますので、継続審議事項②「新市の名
	称候補選定基準について」は、事務局案のとおりで進めさせていた
	だきたいと思います。どうもありがとうございました。
井上議長	以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。
	本日の会議結果につきましては、次回の第6回合併協議会におい
	て私の方から報告をさせていただきたいと考えておりますが、内容
	につきましては、私の方にご一任をいただきたいと思いますが、ご
	異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
井上議長	ありがとうございました。
	異議がないようでございますので、ご了解いただいたものといた
	します。
	それでは、委員の皆さんのご協力に感謝申し上げまして、取りま
	とめの役を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。
真鍋局長	どうもありがとうございました。
	それでは、10ページをお開きいただきたいと思います。

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	第6回の小委員会の開催日程でございますが、第6回はちょっと
	飛びまして、その間に募集というものを行いますので、平成15年
	6月7日土曜日でございます。午前9時30分から、小松町役場の
	別館2階ホールで予定をいたしております。いろいろと大変だと思
	うんですが、ぜひともご参加のほどをよろしくお願い申し上げます。
	よろしゅうございましょうか。
	(「異議なし」の声あり)
真鍋局長	ありがとうございます。
	それでは、これをもちまして、第5回の会議を終了させていただ
	きます。
	どうもありがとうございました。